

件名	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	<p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)</p> <p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)</p> <p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和6年厚生労働省令第65号)</p>
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>食品衛生基準行政に関する事務が厚生労働省から消費者庁に移管されたことにより、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(昭和26年厚生省令第52号)の名称が「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改正された。</p> <p>これに伴い、食品衛生法施行条例における引用部分について改正する。</p>	
施行日	公布日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	